

京都市消防局訓令甲第6号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都消防ヘリポート管理規程を次のように定める。

平成18年1月11日

京都市消防局長 森澤 正一

### 京都消防ヘリポート管理規程

#### (目的)

第1条 この訓令は、航空法第54条の2第1項の規定に基づき、京都消防ヘリポート及びこれに付属する施設（以下「ヘリポート」という。）の管理に関し必要な事項を定め、回転翼航空機（以下「航空機」という。）の運航の安全を確保することを目的とする。

#### (ヘリポートの名称)

第2条 ヘリポートの各施設の名称は、別図に示すとおりとする。

#### (ヘリポート管理責任者等)

第3条 ヘリポートを管理するため、ヘリポートにヘリポート管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、警防部消防救助課消防航空隊長をもって充てる。

3 管理責任者は、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。

- (1) 航空機の離着陸に関すること。
- (2) ヘリポートの整備及び機能の保持に関すること。
- (3) ヘリポートの保安及び監視に関すること。

(4) 航空機の給油及び排油に関すること。

(5) その他ヘリポートの管理に関し必要な事項

4 管理責任者は、警防部消防救助課消防航空隊に勤務する職員の中からヘリポートの施設ごとに保安担当者を指名し、当該担当者に点検、整備その他必要な事項を行わせなければならない。

(設置基準の維持)

第4条 管理責任者は、ヘリポートが航空法施行規則第79条に規定する設置基準に適合するよう維持しなければならない。

(運用時間)

第5条 ヘリポートの運用時間は、日出から日没までとする。ただし、業務上やむを得ない場合は、この限りでない。

(工事及び改修実施時の措置)

第6条 管理責任者は、ヘリポートの工事又は改修を行うときは、当該工事又は改修を行う者に対して、航空機の運航の妨げとならない措置を講じるよう指示するものとする。

(遵守事項)

第7条 管理責任者は、京都市消防局以外の航空機がヘリポートを使用するときは、当該航空機の管理者又は機長に対して、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) ヘリポートを使用するときは、あらかじめ管理責任者に飛行計画を通報すること。

(2) 機体の全長が15メートル以上又は全備重量が4.5トン以上の航空機は、使用しないこと。ただし、緊急を要する場合で、管理責任者が安全と認めたときは、この限りでない。

- (3) 航空機を直接エプロンに進入させないこと。
- (4) 航空機が着陸帯，誘導路，エプロン及び格納庫の間を移動するときは，誘導員を配置すること。
- (5) 人の乗降，器具その他の積載物の積卸し又は航空機の停留は，着陸帯で行うこと。
- (6) 航空機の整備は，格納庫で行うこと。

2 前項の規定にかかわらず，同項第5号及び第6号に掲げる事項について，その行為が短時間で他の業務に支障がないと管理責任者が認めたときは，管理責任者の指定する場所で行わせることができる。

(給油作業の制限)

第8条 次に掲げる場合は，航空機の給油又は排油を行ってはならない。

- (1) 発動機が作動しているとき。
- (2) 航空機が格納庫にあるとき。
- (3) 人が航空機内にいるとき。ただし，必要な危険を防止する措置が講じられている場合は，この限りでない。
- (4) 給油装置又は排油装置に異常が認められるとき。
- (5) 航空機の無線設備又は電気設備を操作し，その他静電気又は火花を発生させるおそれがあるとき。
- (6) 静電気を除去するための措置をしていないとき。

(禁止行為)

第9条 ヘリポートにおいては，次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ヘリポート及び飛行場標識の機能を損なうこと。
- (2) 航空機に向かって物を投げること。
- (3) 着陸帯，誘導路及びエプロンに金属片，布その他の物件を放置すること。

(4) みだりに着陸帯，誘導路，エプロン又は格納庫に立ち入ること。

(5) 着陸帯，誘導路，エプロン，給油取扱所又は管理責任者が指定する場所で火気を使用すること。

2 管理責任者は，ヘリポートの周辺に前項に規定する禁止行為を掲示しておくものとする。

(使用の停止等)

第10条 管理責任者は，地震，台風その他の事由により，ヘリポートでの航空機の離着陸の安全が確保できないと認めるときは，直ちにその使用を停止し，速やかに消防局長に報告するとともに，関係機関に連絡するものとする。

(ヘリポート業務日誌)

第11条 管理責任者は，ヘリポートを維持管理するため，ヘリポート業務日誌を備え，必要な事項を記録しなければならない。

2 前項に規定するヘリポート業務日誌は，1年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この訓令の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は，平成18年1月11日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 京都市消防航空機運用管理規程の一部を次のように改正する。

第12条を削り，第13条を12条とし，第14条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

別図(第2条関係)

### ヘリポートの名称

